平成30年９月14日

介護保険事業者　各位

中野市高齢者支援課長

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型・通所型サービスにおける加算の創設等について（通知）

日頃、中野市の高齢者福祉施策にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、平成30年度３月６日付通知にてご連絡させていただいております、標記の件につきまして改めてご連絡いたします。平成30年10月１日より別添資料のとおり訪問型サービス（訪問介護相当サービス及び訪問型サービスＡ）及び通所型サービス（通所介護相当サービス及び通所型サービスＡ）に加算の創設並びに要件の見直しを行います。

つきましては、平成30年10月１日以降取得加算の内容に変更が生じる事業所につきましては、９月27日までに「（別紙１）介護予防･日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況添付書類一覧」「（別紙２）介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」等必要書類の提出をお願いいたします。

なお、訪問型サービス（訪問介護相当サービス及び訪問型サービスＡ）並びに通所型サービス（通所介護相当サービス及び通所型サービスＡ）のサービスコードにつきましては、10月中旬にホームページにて公開を予定しております。公開まで時間が掛かり申し訳ありませんが、しばらくお待ちください。

ご連絡が遅くなり大変申し訳ありません。今後ともよろしくお願いいたします。

中野市健康福祉部高齢者支援課

介護予防包括支援係

課長　吉村　恵利子

担当　篠原　和馬

電話：0269-22-2111　内線389

FAX：0269-22-2295